

総務民生常任委員会記録

1. 開催日時 令和 2 年 6 月 25 日（木） 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 岩藤委員長・綾城副委員長・林委員・三輪委員・
先野委員・吉津委員・橋本委員・中平委員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 石本局長・山下次長・佐伯書記
8. 協議事項
6 月定例会本会議（6 月 19 日）から付託された事件（議案 5 件）
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午前 10 時 31 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 2 年 6 月 25 日

総務民生常任委員長

岩 藤 睦 子

記 録 調 製 者

佐 伯 加 寿 馬

岩藤委員長 おはようございます。本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務民生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いします。それではこれより、本会議で本委員会に付託されました議案 5 件について、審査を行います。それでは、初めに、議案第 2 号「長門市税条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

長尾企画総務部長 おはようございます。提案説明のとおりでございまして、特に補足説明はございません。

岩藤委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 おはようございます。それでは議案第 2 号について、いくつか基本的なことをお尋ねします。条例改正の議案でありますので、条文の解釈等々についてお尋ねいたします。議案参考資料の 1 ページには、今回の改正の趣旨であるとか、改正の内容が記載されております。改正の内容の(1)の第 1 条による改正についてなんですけれども、たとえばアの中小企業者等が所有する事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税の軽減措置、附則第 10 条関係でありますけれども、まず中小事業者等という、この定義についてお尋ねしたいのと、この中小事業者等の中には、業種の限定とかというのは含まれているのかどうかお尋ねいたします。

緒方税務課長 中小企業等の定義でございしますが、具体的に申しますと、資本金または出資金の額が 1 億円以下の法人、資本または出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人または個人が対象となっております。それから業種でございしますが、特に規定はございません。

林委員 中小事業者等の業種は限定しないということでした。次に、こうした場合、当然申告というのは市町村で申告します。これを申請して、認定するところはどこになるんですか。お尋ねします。

緒方税務課長 軽減措置の減免、あるいは免除の申請でございしますが、受け付けるのは市でございします。本庁、あるいは…今具体的に対応について、来年のことですので、具体的には決めておりませんが、市役所のほうで受け付けることになろうかと思えます。ただ、この申請を受ける前に、事業者さんのほうでは認定機関であらかじめ認定を受ける必要がございします。その認定を受けられたあと、認定機関は商工会議所等が対象になるわけですが、そちらのほう

で認定を受けられて、その書類を持って市のほうに申請いただくこととなります。最終的には当然市税の減免なので、市役所のほうに出していただくようになります。

林委員 だから事業者は、この減免を受けようとする場合、いずれか、どこかの機関、今商工会議所等とおっしゃいました。そこでまず申請をして、そこからまず分かりましたと認定をして、その認定を受けてから行くと。自治体の窓口。ということよろしいですか。それと、これ虚偽の申請とかってありうるかと思うんですよ。こういう場合の罰則規定というのはどうなっているんですか。

緒方税務課長 これにつきましては、認定機関等、いろんな手続きを経てやっております。それで、効果的には当然、本来払わなければいけない市税のほうを減額、あるいは免除することになります。当然虚偽の申請がありました場合、罰則規定は、罰則はかかってくるというふうに認識しております。

林委員 それから次に、この改正内容、イの新規設備投資を行う中小事業者等の支援、事業者の支援のためというふうにあります。この設備投資、新規設備投資の具体的な中身、もちろん現行制度もありますけど、何か加味されたものとかあるのかどうか、ちょっと具体的にお尋ねします。

坂田税務課長補佐 おはようございます。今回の改正によりまして、加味されたものにつきましては、事業用の家屋とそれに伴う償却資産の構築物になります。

林委員 本来機械及びその装置、それから器具及び備品。そして工具や建物付属設備というのがだいたい一般的な設備投資。今回新たに対象資産に事業用家屋と、それから構築物が追加されたということで今理解しました。次に、ウの軽自動車税の環境性能割の臨時特例軽減を 6 ヶ月延長というのがありましたけれども、これ税率 1%を軽減するというものだと思うんですけども、この対象の取得期間というのはいつなんですか。自動車の登録者であるとか、軽自動車であるとかいうのは。登録期間。

緒方税務課長 軽自動車税の軽減の拡充につきましては、消費税が導入された令和元年 10 月から本来であれば 9 月末まででございましたけれども、コロナの影響で経済対策として延長しようということで、これ環境性能割というのが、取得税の代替的な措置で今制度が導入されております。これを 6 ヶ月延長して、令和 3 年 3 月 31 日まで取得したものを対象として環境性能割の税率の 1%を軽減するという措置の内容になっております。

林委員 分かりました。次に、第 2 条関係による改正のア、イベントを中止等にした主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る対応、附則第 25 条関係なんですけども、これの寄附控除の対象というのはどうい

うもの、おそらくふるさと納税を除くと思うんですけども、それ以外の納税、今回対象になるのは何ですか。

入野税務課長補佐 対象となるのはコロナウイルス感染症の感染拡大防止のために予定していたイベントを中止にした場合のチケット代を主催者に対して寄附をした人の金額が寄附になるという制度であります。イベントの種類ですけども、基本的には文化イベント、スポーツイベント、いろいろあります。ただ、いずれにしてもこれを受けるためには主催者が文化庁のほうに申請を行いまして、指定を受けたものに限ります。だからチケットを買った人が請求をしなかったら自動的になるというような性格のものではありません。

林委員 ではもう 1 回お尋ねします。この寄附金の区分というのは何が加わったんですか、今回。区分。たとえば国に対する寄附金であるとか、指定寄附金であるとかいろいろあるじゃないですか。この区分は何なんですか。何が新たに加わったんですか。

緒方税務課長 通常ですと社会福祉協議会とか自治体とか、あるいは国、公共的な団体に対する寄附金が寄附金控除の対象になっておったわけですけども、これにつきましては、イベント、様々な団体が主催となって実施されております。民間団体もあるでしょうし、文化庁等の補助を受けてやられる実行委員会形式のイベントもあろうかと思えます。そういったものと、通常ですとそういったものは民間業者も含めて寄附金控除の対象にはなりません。チケットを買って行かなかった場合とか、中止になった場合、通常であれば払戻しを受けられると思うんですけど、何らかの理由とか、あるいは支援のために払戻しを受けられなかった方に対して幅広く、そこは控除の対象としていこうという、政策的な目的でそういったものを入れておりますので、現在のところ、今文化庁のホームページ等を見ますと、その対象になるのが 663 イベント挙げられておるんですけども、文化庁のほうに申請されて、その団体の公的であるか、民間であるかということは問うておりませんので、文化庁のほうで認められれば全て対象になるというふうに思っております。

林委員 分かったような、分からんような。分かりました。私の質問の仕方が悪かったんでしょう、おそらく。そしたら、この最後のイのところですね。住宅ローン控除の適用を 1 年延長、これは附則第 26 条関係なんですけれども、今回、これまで住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するというものですね。これの今回、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等への対応として、こういった適用要件の弾力化をしていると思うんですよ。措置として、この新型コロナでね。これをちょっと具体的にどういった措置が講じられるのかお尋ねして、質疑を終わります。

緒方税務課長 住宅ローンの控除につきましては、制度として既にあるわけですが、コロナの影響で資材が入らなかったり、そういったことで通常であれば入居ができていた住宅に対して、どうしても完成が延ばされて入居することができなかったと。お金の控除の面では、入居してから何年間と、控除ができますよという制度になっております。現在の制度では令和 2 年 12 月 31 日までに入らないと控除が受けられなかったものが、どうしても 1 年遅れてしまったと、そういった方の場合に入居してからの控除期間が 1 年短くなってしまう可能性がありますので、入居期限を令和 3 年 12 月 31 日までに入居すれば令和 16 年度まで 1 年延ばして、通常であれば令和 15 年度までなんですけれども、遅れた部分についても 1 年延ばして控除ができるようにしようということでございます。これは国の所得税の方の控除の制度がそうになりましたので、これに合わせて地方税におきましても引ききれなかった分を当然、市県民税においても控除しなければならないので、その部分の改正をしたということでございます。

林委員 1 点ちょっと確認させてください。今の期日までに新築、建売住宅及び中古住宅の取得、それから増改築等に係る契約を行っているということが条件なんですか、確認します。

緒方税務課長 契約等で、そこは確認させていただくようになっております。

綾城委員 ちょっと確認なんですけど、この固定資産税の減免、事業者さんの。これは土地と上物と設備とあって、全てが減免になるのか。例えば減免の対象になる方は全てが減免になるのか。それとも、聞くところによると土地は対象にならないというふうな話を聞いてますけど、そういうことなのか確認をお願いします。

緒方税務課長 今、委員さんが言われたように、土地は対象になっておりません。家屋と償却資産のみということでございます。

綾城委員 ということは、例えば今、猶予をされている、もう既に猶予の申請が始まっていると思うんですよね。その猶予をしました。で、令和 3 年度に認定を受けて例えば減免の対象になる、大きく売り上げを落としているところはですね。というところは、その時に今、例えば全てを猶予しているとするじゃないですか。だけど令和 3 年度は土地代の、土地にかかる固定資産は払わなくてはいけませんよと、令和 2 年度分をという解釈でよろしいんですか。

緒方税務課長 そうでございます。

綾城委員 はい、分かりました。完全にゼロになるわけではないということですね。それと今、猶予申請が出ていると思うんですけど、今だいたいどれくらい出ていますか。金額のほうもお願いします。

緒方税務課長 先日の林議員の一般質問の中でも一部ちょっと触れさせていた

だいたんですけれども、最新の状況、6月24日現在の状況では、期別の件数でいきますと37件、税額では約2,300万円の猶予許可額となっております。

岩藤委員長 ほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第2号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第3号「長門市都市計画税条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

長尾企画総務部長 提案説明のとおりでございまして、特に補足説明はございません。

岩藤委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第3号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 09:48 —

— 再開 09:49 —

岩藤委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第4号「長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永市民福祉部長 議案第4号「長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例」について、条例改正の趣旨及び内容につきましては、別添の議案参考資料7ページ、また条例の新旧対照表8ページにお示ししており、特に補足説明はございません。

岩藤委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第4号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待

機をお願いします。

— 休憩 09 : 50 —

— 再開 09 : 51 —

岩藤委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 5 号「長門市介護保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永市民福祉部長 議案第 5 号「長門市介護保険条例の一部を改正する条例」について、条例改正の趣旨及び内容につきましては、別添の議案参考資料 10 ページから 11 ページ、また条例の新旧対照表 12 ページにお示ししており、特に補足説明はございません。

岩藤委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

先野委員 おはようございます。何点か質疑させていただきます。今回のこの議案について、介護保険事業のことですが、コロナ対策の税については国からの補てんがあるということで、交付金により、全額を補てんされるということから財政的な影響はないと思われます。この介護保険事業についてどのような影響があるのかお伺いします。

松尾高齢福祉課長 影響につきましては、第 1 号保険料の減免に要する費用につきましては、全額が特別調整交付金により補てんされ、財政的な影響はないことから、介護保険事業の影響もないと考えております。

先野委員 議案参考資料の 11 ページには、減免割合のことが書いてあります。前年の合計所得金額が 200 万円以下であるときは 10 分の 10 で 200 万円を超えるときは 10 分の 8 であると、11 ページには書いてありますが、10 分の 2 についてであります。被保険者が負担されると思います。本人に対して国とか市独自の支援策というのは考えておられないのかお伺いいたします。

光永市民福祉部長 市独自の支援策につきましては、介護保険事業を会計としての対応となりますことから、将来の介護保険事業の運営に影響があるということで、現時点では考えておりません。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の今後の影響、これは依然として予断を許さない状況でございます。今後の状況次第では、他の税等の取り扱いについて、国・県等の動向も視野に入れながら本市でできることを検討してまいりたいと考えております。

林委員 それでは、長門市介護保険条例の一部を改正する条例の議案参考資料に沿っていくつか確認いたします。まず、この 3 番の特例措置による減免の内容というのがございます。そこのアのところを見てほしいんですけど、「新型コ

コロナウイルス感染症による、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し」と。
この主たる生計維持者というのはどういう概念なんですか。

松尾高齢福祉課長 主たる生計維持者につきましては、世帯主等に限定せず、その生計を主として維持されて、運営されている方ということで示されております。

林委員 そしたらその次の「重篤な傷病を負った第1号被保険者」とあります。
この重篤な傷病の定義についてお尋ねします。

松尾高齢福祉課長 重篤な傷病につきましては、重篤な症状によって、目安としては1ヶ月程度の治療を要する方ということで目安が示されております。

林委員 その証明は誰がするんですか。

松尾高齢福祉課長 それの証明につきましては、医師の診断書、または、ここに示されております、万が一亡くなった場合につきましては、死亡診断書、そういうもの等で証明するということであろうと捉えられております。

林委員 それから、この保険料が一部減額される要件というのがあります。その中で事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかでという中に、証券取引というか株の売買等に係る所得というのは入るんですか、入らないんですか。

松尾高齢福祉課長 今ご案内された株等の収入は入りません。

林委員 それで、事業収入の減少にあたっては、あくまでもこれ見込みで判断するということでありますね。現在新型コロナウイルス感染症の終息が現時点で見通せない中で、年間の見込みを判断するというのは非常に困難を伴うというふうに思われます。前年の当該収入等って、どのように前年の当該事業収入と比較すれば良いのか。そして事業収入等の減少を確認するにあたっての証拠書類というのはどのようなものがあるのかお尋ねいたします。

松尾高齢福祉課長 収入については今、見込みということで示されておりますが、その確認する書類につきましては、その事業のたとえば帳簿であるとか、給料明細、または昨年度と比較するということであれば確定申告書の写しであったり、源泉徴収票、そういうものを一つの資料として示していただければ参考になるというふうに考えております。

林委員 じゃあこれで終わりにしますが、この令和元年の収入額とか所得額については、だいたい6月くらいに分かりますけれども、減免の判断に関しても一応それを待って収入減少の程度を判断するということで確認してよろしいですか。

松尾高齢福祉課長 確定については6月が例年目安にはなりますが、早急なやはり財政支援ということがありますので、それを待たずしてある程度の減少が見込める場合は、この申請に至るということで対応したいと考えております。

岩藤委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 5 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 5 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 09 : 59 —

— 再開 10 : 00 —

岩藤委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。最後に、議案第 25 号「長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永市民福祉部長 議案第 25 号「長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、条例改正の趣旨及び内容等につきましては、別添の追加議案参考資料 1 ページから 2 ページ、また、条例の新旧対照表 3 ページにお示ししております。本条例改正につきましては、6 月 4 日に国民健康保険運営協議会を開催し、新規承認いただいたものを追加議案として提出させていただいたものでございます。

岩藤委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

先野委員 議案第 25 号の長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、参考資料の 2 ページです。保険料の減免額がそこに、300 万円から 1,000 万円以下であるときまで 10 分の 8 から 10 分の 2 ということで記載してあります。これについて、あとの残りの部分というか、10 分の 2 とそして 10 分の 4、10 分の 6、10 分の 8 については、被保険者が負担されると思われます。先ほどもちょっと話を介護のほうでもさせていただきましたが、同じような話になりますが、新型コロナウイルス感染症の支援という、初めてのことであります。被保険者に対して今後国や市独自の支援策について考えておられるのか伺います。

光永市民福祉部長 先ほども介護保険料について答弁させていただきましたが、国民健康保険料につきましても同様、将来的な国民健康保険事業の運営への影響があることから、現時点では市独自の支援策は考えておりません。しかしながら今後の状況次第では他の税等の取り扱いについて、国・県の動向を見据えながら本市としてできることを検討してまいりたいと考えております。

岩藤委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。

ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 25 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 25 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。それでは、執行部の皆さんはご退席ください。御苦労さまでした。

— 休憩 10 : 03 —

— 再開 10 : 20 —

岩藤委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。先ほどの議案第 2 号の審査における説明について訂正の申し出がありましたので、これを許可します。

緒方税務課長 大変申し訳ありません。先ほどの審査の中で林議員さんのほうから固定資産税の軽減措置の議案におきまして対象となる業種についてご質問がありました。私のほうからすべての業種が対象ですという答弁をしたのですが、間違っておりまして具体的に言いますと、風俗営業法第 2 条第 5 号に定める性風俗関連特殊営業を除く、あらゆる業種が対象となるということが正しい答弁でございます。申し訳ございませんでした。

岩藤委員長 それでは緒方課長は退席してください。引き続き会議を始めます。それでは副委員長の辞任についてを議題とします。先日、綾城副委員長から委員長の私あてに一身上の都合により副委員長を辞任したいとの申し出がありました。副委員長の辞任につきましては、委員会条例第 17 条の規定により、委員会の許可が必要となります。ここで、協議会に切り替え、その取扱いについてご協議いただきたいと思います。それでは協議会を始めます。

— 協議会に切り替え —

— 委員会に切り替え —

岩藤委員長 それでは綾城副委員長の辞任について 6 月 30 日をもってその職を辞任されることを許可することにご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）ご異議なしと認めます。よって、綾城副委員長が 6 月 30 日をもってその職を辞任されることを許可することとします。続きまして、ただいま綾城副委員長の辞任が許可されましたので、委員会条例第 8 条第 2 項の規定に基づき、後任の副委員長の互選を行います。自薦、他薦を含め、選出方法等についてご意見はありませんか。

中平委員 重ねて言いますが、委員長に一任します。

岩藤委員長 それでは、決算も近いということもありますし、スムーズに決算

審査に臨みたいという思いもありますので、議運の委員長の林委員に副委員長を引き受けていただけないでしょうか。

林委員 今回、委員長のほうから綾城副委員長の辞任の件について事前に相談を受けまして、私だというよりも、委員長は腹案というのををお持ちでした。一番大事なことは、選挙後の改選時の委員会構成であるとか、2年間の任期を全うしたうえでの昨年の5月のような改選であるとかいう条件では今ないという点がまず1点と、それと残りの任期を勘案したときに、まあ人間ですから、誰でもが病気等事故のリスクは日々背負って生活しているわけです。したがって、委員長に事故があったときに、その委員長職を代わりにできる人材を選んでいただきたいというのを1点申し上げました。それともう一つは、やはり法的には副委員長ポストというのは、委員長を補佐するとかという明確な規定はないんですけども、議会改革の一環で委員会を主体にしていろいろ調査したり、学習会をしたりしてますので、そういったことについて、委員長の手足となって相互調整ができる人材を選んでいただきたい。それには委員長がやりやすい人材を残りのメンバーから選んでいただきたいという2点について、私は申し上げました。それ以上のことというのは、申し上げませんでした。委員長自身は、いろいろ考えをお持ちでしたが、今私が言った2点のことについて留意されて、林さん受けていただけますかと言われました。委員会としても非常事態なので、私は議運の委員長もやっていますが、副委員長というのはその委員長の事故があるときに委員会を運営すればいいだけの話であったので、それはいいですよと言いました。綾城副委員長は3年間、総務委員会に所属しております。昨年の5月から副委員長職、この改選のときに私のほうから綾城副委員長が適任じゃないかということで推薦をして、皆様のご賛同を得て副委員長職になって、この間ご承知のとおり、委員長をしっかりと補佐して委員会運営でもいろいろ頑張ってくれましたが、こういう事態になったので私も責任の一端というの若干感じてますけども、そういう意味で皆さんが今回、林でもいいよということであれば、私はしっかりと引き受けて委員長が欠けたときはしっかりと総務委員会をまわしていくという決意であります。

岩藤委員長 林委員のほうから説明をしていただいたんですが、林委員に副委員長を受けていただきたいという私の思いに皆さん賛同していただきますでしょうか。（「はい」と呼ぶ声あり）ありがとうございます。では、後任の副委員長は林委員に決定しました。なお、後任の副委員長の任期につきましては、7月1日から委員の任期満了日までとなります。以上で、総務民生常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。